1 目的

比較法学会(以下「本学会」といいます。)は、本学会の活動に関連するあらゆる形態のハラスメントを防止することを通じて、本学会に関わる全ての人の人権及び尊厳を守り、それらの人が安全かつ安心して本学会の活動に参加又は関与することができる環境を整備することを目的として、このアンチハラスメント・ポリシー(以下「本ポリシー」といいます。)を定めます。

2 定義

- (1) このポリシーにおいて、ハラスメントとは、本学会の活動に関連して、一方の当事者が他方の当事者の属性若しくは人格又は両当事者間の関係に関し、不適切な発言、行動等の行為を行い、これにより他方の当事者に不利益若しくは損害を与え、又は、その基本的人権、尊厳若しくは人格を侵害することをいいます。
- (2) 上記(1)にいう「本学会の活動」には、学術総会における活動、総会(通常総会及び臨時総会を含む。)における活動、理事会及びその他の学会の会議における活動、事務局における活動、理事長、理事又は監事としての活動、事務局幹事としての活動、会員としての活動(委員としての活動、事務局への問い合わせ及び諸手続の遂行に関わる活動を含む。)、学術研究及び研究指導に関する活動(ただし、本学会とは関係がない学術研究及び研究指導であることが明らかであるものを除く。)が含まれ、かつ、これらに限定されません。
- (3) 上記(1)にいう「当事者」には、本学会の会員に限らず、本学会の活動に関連して、不適切な行為を行った全ての人が含まれます。自然人であるか組織であるかは問いません。たとえば、
 - (ア)本学会の活動中に、本学会の他の会員に対して不適切な行為を行った本学会会員
 - (イ)本学会の活動中に,本学会会員ではない自然人又は本学会以外の組織に対して不適切な行為を行った本学会会員
 - (ウ)本学会の活動中の本学会会員に対し、不適切な行為を行った本学会会員ではない自然人又は本学会以外の組織

が含まれます。

- (4) 上記(1)にいう「属性若しくは人格」には、次のものが含まれ、かつ、これらに限定されません。
 - (ア) 出身地, 国籍, 民族, 人種
 - (イ)性別,性的指向
 - (ウ)身体的状況又は特性

- (エ) 家族関係
- (オ) 年齢
- (カ) 信条、学術上の見解(形成途上のものを含む。)
- (キ)研究者としての階梯若しくは地位(学生たる地位を含む。)又は能力
- (ク) 職業
- (ケ) その他社会的身分又は役割
- (5) 上記(1)にいう「不適切な発言,行動等の行為」は、対面での発言や威迫等に限られません。電話,手紙,電子メール,SNSでの表現等の一切の行為が含まれます。
- (6) 上記(1)にいう,「不利益若しくは損害」には,正当な理由なく,研究者たる当事者の研究が阻害されたこと(研究の機会が制限され又は失われたこと、研究内容又は方法の自律が制限され又は失われたこと、研究成果に対する正当な評価を受ける機会が制限され又は失われことを含む。)及び教育者たる当事者の教育が阻害(教育の機会が制限され又は失われたこと、教育内容又は方法の自律が制限され又は失われたこと、教育成果に対する正当な評価を受ける機会が制限され又は失われことを含む。)されたことが含まれ,かつ,これらに限定されません。

3 基本方針

本学会は、本学会に関わる全ての人の人権及び尊厳を守り、それらの人が安全かつ安心して本学会の活動に参加又は関与し、研究教育者にあっては、研究教育者としての活動を継続することができるようにするために、ハラスメントが生じない環境を整備することに努め、また、ハラスメントを受けた人に対して支援を行うことに努めます。

- 4 本学会のハラスメント防止への取り組み
 - 本学会は、上記基本方針の下で、次のハラスメント防止への取り組みを行います。
 - (1) ハラスメントを予防するための啓発活動
 - (2) ハラスメントの当事者となったと考える人に対する相談活動
 - (3) ハラスメントが生じている可能性があると認められる場合の対処としての解決支援
 - (4) ハラスメントを受けた人が、安全かつ安心して、引き続き本学会活動に関与できる環境の整備

5 理事会の責務

本学会理事会は、アンチハラスメントに係る各種規程の整備、アンチハラスメント担当 理事等の任命、ハラスメントが生じている可能性があると認められる場合の組織として の対処等を通じて、本ポリシーに基づく取り組みを推進し、本ポリシーを実効性あるもの とする責務を負います。

- 6 本学会の役員及び会員その他の本学会の活動に関わる人の責務 本学会の役員及び会員その他の本学会の活動に関わる人は、次のことに努めるものと します。
 - (1) 自らが行う本学会の活動に際して、ハラスメントが生じない環境を整備することに努めること。
 - (2) 本学会が行うハラスメント防止啓発及びハラスメントを受けた人に対する支援活動 に協力すること。

7 本ポリシーの適用範囲に関する宣言

本ポリシーは、本学会の活動に関連して行われるハラスメントを直接の対象としていますが、このことは、本学会が、本学会の活動外のハラスメントを認容することを意味するものではありません。本学会は、あらゆる場面におけるハラスメントに反対し、広く社会に対して、ハラスメントのない環境の整備を呼びかけます。